

12/11/16

光治 姜文會 (舞人) の代表者として、會社山由支
 延人ニ對シテ大記(寫)一嘆願書ヲ提出セリ右ニ對シ
 テ會社側ハ目下考慮中ナルモ大体ノ意圖ハハ安
 永ハ相絶シ此際其主謀者ト認ムル數名ヲ歸屬
 加ムトスルニ在ル様様ナルカ職工中ニハ既ニ終同置
 ニ加入シ居レルモノアリテ今後多少ノ波瀾アルハ
 ク豫想セラル、之付引續キ注意申ナリ

右及申(通)報候也
 九記 嘆願書

當流場ニ於テ一定ノ日給以外、而給入金ヲ得ルハスルニハ
 會社規程ノ時間以外ニ服務ナサシハ僅少ナル加給金ト
 雖モ得ルコトヲ既ハス若シ之ヲ會社ノ規程時間ニ服
 務ナシ一定ノ休憩ヲ爲シテ勤務セバ一定ノ給料以外
 ノ收入ヲ得ルコト能ハズ不可缺ナルコト明白ニテ定米
 ノ米キ收入ニテハ日々ノ主法カハ困難ヲ感スル所ナリ
 美ノ上人間人生ノ内ニハ如何ナル困難アルヤ其計難(定米)
 從來ノ如キ收入ニテハ不食此ノ上ニナキコト歎願者ノ如

キ嘆願書ヲ提出シテ流場一同運名ヲ以テ嘆願スル
 モノナリ
 大正十二年十一月六日

ライジنگカン石油株式會社 男女工一同
 社御中

別記

- 第一條 從來ノ單價ヲ男工部 小瓶部 共四割 女工部
 部ニシテ二割五分 夜業部ニテ三割 何レニ位上
 セラレタキコト
- 第二條 若シ右條項カ不可缺ナレハ相當ナル日給ヲ給
 典シテ全部定量トセラレタキコト
- 第三條 右事項カ不可缺ナルトキハ男工ハ七割 女工ハ五
 割 値上トシテ日給ヲ廢シテ全部受持トセラ
 レタキコト
- 第四條 別項 男女工トモ機械ニ台持ノ台敷箱ニテニ
 割引 其他ニテ一割引ヲ變更シテ雜タケ一